

人口動態(昭和44年2月1日現在)	
総人口	19,078人
内 男	8,930人
内 女	10,148人
世帯数	3,843戸
1月中の移動	
出 生	30人
死 亡	14人
転 入	79人
転 出	74人
男	14人
女	16人
男	7人
女	7人
男	37人
女	42人
男	34人
女	40人

発行 猿田郡幸田町  
編集 幸田町企画室  
印刷 あいち印刷



No.187

昭和44年2月15日

## 43年分所得税

## 確定申告はじまる!!

## 申告指導相談日

## ご利用を!

ことしも2月16日から3月15日まで所得税の確定申告と納税の期間です。税務署では申告をされるかたの便宜をはかり次の日曜で役場へ出張され確定申告の指導、相談や納税の受け付けをします。正しい申告をするためにもこの申告指導相談日をご利用ください。

3月5日(水)午前9時30分から

午後3時30分まで

農業、商業(大工、左官など)のかたにかがります。

3月6日(木)午前9時30分から

午後3時30分まで

農業、商業、農業、給与など(被扶養者を除く)一般のかたの相談に応じます。

3月7日(金)午前9時30分から

午後3時30分まで

農業、給与など合算所得のあるかたと譲渡所得のあるかたの相談に応じます。

申告指導相談の会場は各日とも役場です。税務署から出頭日の通知のあったかたは必ず指定日にお出かけください。

## 証明書などよく整えてからお出かけを

確定申告には証明書や領収書の必要なものがあります。その主なものは次のとおりですが事前に整えておいてください。

△生命保険料控除を受けようとする人は、昨年中に支払った保険料が1契約9千円以上の場合は領収書または支払証明書が必要です。

△社会保険料控除を受けようとする人は、証明書が必要です。

国民健康保険税、国民年金の支払証明書は役場税務課で交付しますが相談日当日は混雑しますので前もって交付を受けておいてください。

△損害保険料(建物共済など)控除を受けられる人は、支払証明書が必要です。

△難損保険を受けられる人は災害などで被害を受けた額および保険料で補てんされた額の明細が必要です。

△医療費控除を受けられる人は昨年中に支払った医療費の領収書が必要です。

△給与所得のある人は、御用紙が必要です。

## 確定申告は自らするもの

所得税の確定申告は、昨年中の所得金額が所得控除額(別表参照)を上回った場合は、しなければならないことになっております。税務署から申告用紙が送付されないといつて

申告をしなくててもよいものではありません。もし申告しなければならないかたで申告をしないでおくと後で思われる税金を納めることになります。一度自分の所得について計算してみてください。

## 三税(住民税)申告の一一本化

納税者の便宜のため、ことしも所得税の確定申告をされたかたは町民税および事業税の申告の必要はありません。

## 農業所得のあるかたに

農業所得のあるかたでこれまで確定申告をされているかたは税務署から標準所得額が内示されますがこの金額から次の消費が控除されますので申告の場合はご留意ください。

○雇入費 新作田畠面積10畝当たり1,700円を上回る金額。

○ライセンサー利用料 1俵当たり20円を上回る金額が控除されますが農業の支払証明書が必要です。

○予約売渡米算定 政府に予約売渡した米について試験がある見込みです。(2月15日現在確定はしていません)

○バイオード・コンバイン機械費 バインダーやコンバインを個人(共有を含む)が所有している場合は、1台当たり40,500円と畠面積(耕作)10畝当たり620円を加えた額

が控除されます。

## 給与所得控除

○収入金額 695,000円までの場合は

収入金額×20%+76,000

○同 上 695,000円を超える695,000円までの場合は

収入金額×17.5%+93,375円

○同 上 695,000円を超える1,086,000円までの場合は

収入金額×7.5%+182,875円

○同 上 1,086,000円を超える場合は

265,000円(一定額)

